

府中市立学童クラブ長期休業中の
配達弁当提供事業者募集要項

令和7年10月

府中市子ども家庭部
児童青少年課放課後児童係

1. 目的

本募集要項は、学校の長期休業期間中に府中市立学童クラブ（放課後児童健全育成事業）に在籍する児童の保護者の希望により利用可能な配達弁当サービスを提供する事業者を募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

2. 募集の趣旨

保護者が学校の長期休業期間中の配達弁当サービスを利用するにあたり、安心・安全な配達弁当サービスを提供することができる事業者を募集するものです。

3. 想定スケジュール

募集要項の公開	令和7年10月7日（火）
書類の提出締切	令和7年10月17日（金）
事業者決定	令和7年11月上旬
協定書締結	令和7年11月中旬
試行実施	令和7年12月26日（金） 令和8年1月5日（月）～ 1月7日（水）
本格実施	令和8年7月中旬～8月末

4. サービス概要

（1）内 容

以下の表に掲げる学童クラブに在籍する児童の保護者からインターネットを通じた注文を受け、当該児童の在籍する学童クラブへ弁当を配達する。

（2）利用期間

令和7年冬季休業期間から別に締結する協定の有効期間（令和8年8月30日）内の長期休業期間まで

（3）対 象

①令和7年冬季休業 試行実施〈全25館のうち10館程度〉

②令和8年夏季休業 本格実施〈全25館〉

※試行実施の対象館は協定書締結前にお伝えします。

府中市立学童クラブ一覧

No.	名 称	対象学区域	所在地	在籍数 (R7.4.1)
1	第一学童クラブ本館	第一小学校	寿町2丁目6番地	107
2	第一学童クラブ分館	第一小学校	寿町2丁目6番地の8	113
3	第二学童クラブ本館	第二小学校	緑町1丁目29番地	113
4	第二学童クラブ分館	第二小学校	緑町1丁目35番地の1	112
5	第三学童クラブ	第三小学校	片町3丁目5番地	189
6	第四学童クラブ	第四小学校	白糸台1丁目59番地	90
7	第五学童クラブ本館	第五小学校	本宿町1丁目51番地	95
8	第五学童クラブ分館	第五小学校	西府町1丁目60番地	113
9	第六学童クラブ	第六小学校	天神町4丁目14番地	129
10	第七学童クラブ	第七小学校	北山町2丁目20番地	86
11	第八学童クラブ	第八小学校	是政1丁目34番地	126
12	第九学童クラブ	第九小学校	栄町3丁目7番地	82
13	第十学童クラブ	第十小学校	若松町4丁目32番地	103
14	武蔵台学童クラブ	武蔵台小学校	武蔵台2丁目3番地	52
15	住吉学童クラブ	住吉小学校	住吉町2丁目30番地	88
16	新町学童クラブ	新町小学校	新町1丁目29番地	72
17	本宿学童クラブ	本宿小学校	本宿町4丁目19番地	104
18	白糸台学童クラブ	白糸台小学校	白糸台2丁目18番地	97
19	矢崎学童クラブ	矢崎小学校	矢崎町4丁目9番地	83
20	若松学童クラブ	若松小学校	若松町3丁目3番地	85
21	小柳学童クラブ	小柳小学校	小柳町4丁目45番地	114
22	南白糸台学童クラブ	南白糸台小学校	押立町2丁目25番地	104
23	四谷学童クラブ	四谷小学校	四谷3丁目2740番地	118
24	南町学童クラブ	南町小学校	南町3丁目6番地	83
25	日新学童クラブ	日新小学校	日新町5丁目22番地	74

5. 応募要件に関すること

(1) 次に掲げる要件をすべて満たしている事業者とします。

- ① 想定スケジュールに記載の試行実施及び本格実施期間の対象館に弁当を配達できること。
- ② 配達弁当サービス利用希望者が市を介さずに、オンラインで弁当の注文、代金の支払を行えること。
- ③ 市内全域の学童クラブ25館に午前9時半から正午までの間に弁当を配達できること。
- ④ 弁当の容器・残飯を配達日の午後5時までに回収できること。
- ⑤ 配達時に注文者の一覧表（氏名等）をクラブ毎に添付できること。
- ⑥ 府中市の学校給食で使用していない〔そば、ピーナッツ、ナッツ類（アーモンド、カシューナッツ、くるみ）、キウイフルーツ〕を除去し弁当を作成すること。
- ⑦ 学校給食衛生管理基準（文部科学省）及び大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）等に基づき、児童に安全な弁当を提供できること。
- ⑧ 学校給食摂取基準（文部科学省）を踏まえた栄養のバランスの取れた献立を作成できること。
- ⑨ 学校・幼稚園・保育所等の児童・乳幼児施設に配達弁当サービスを実施した実績があること。

(2) 法人またはその役員等が次のいずれかに該当する場合は、応募できません。また、提出された書類の記載事項が虚偽であることが判明した場合は、その時点で失格とします。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定により、国、他の地方公共団体及び府中市の一般競争入札の参加を制限されている。
- ② 役員等が禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれている。
- ③ 会社更生法、民事再生法等による更生・再生手続き等を行っている。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団、またはその構成員、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあり、事実上の運営に影響が及んでいる。（暴力団の利益となる活動を行うことを含む。）
- ⑤ 最近3年間の法人税、法人住民税（市町村民税法人分）、法人事業税、消費税及び地方消費税等を滞納している。

(3) 提出方法

参加意向申出書及び質問項目を作成していただき、E-mail で電子データを提出してください。

※メールの件名は、「【応募】府中市立学童クラブ長期休業中の配達弁当提供事業者の募集について」としてください。

なお、メールを送信した際は、児童青少年課に電話をし、到着確認を実施してください。

(4) 提出先及び連絡先

府中市役所 子ども家庭部 児童青少年課 放課後児童係（おもや3階）

担当：坂本

電話：042-335-4300

E-mail：jidou01@city.fuchu.tokyo.jp

(5) 提出期限

令和7年10月17日（金）午後5時

6. 留意事項

- (1) 本件は市と委託契約を締結するものではありませんが、市と協定を締結していただきます。
- (2) 事業の運営に関する費用は、全て事業者の負担とし、市は補助金、委託料、その他一切の費用を負担しません。
- (3) 本事業実施にあたり、市の責めに帰さない事由により、利用者との間で問題、紛争等が生じた場合、市は一切の責任を負わず、事業者の責任において解決していただきます。
- (4) 応募に要する費用は、すべて応募事業者の負担とします。
- (5) 必要に応じて、ヒアリングやアンケートを依頼することがあります。
- (6) 提出書類は本件以外の目的で使用することはありません。
- (7) この要項に定めるもののほか、必要な事項については児童青少年課が別に定めます。